

社会福祉法人高槻市社会福祉事業団役員及び 評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高槻市社会福祉事業団定款（以下「定款」という。）第8条、第22条の規定等に基づき、社会福祉法人高槻市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、定款第16条に定める者をいう。

(評議員)

第3条 この規程において評議員とは、定款第5条に定める者をいう。

(報酬の支給及び報酬額)

第4条 報酬の支給は、定款第16条第2項に規定する役員のうち、理事会において、その支給が必要と認められた役員（以下「支給対象役員」という。）に対し、高槻市が定める外郭団体等給与基準額一覧に基づいて行うものとする。

- 2 役員（支給対象役員及び事業団・高槻市の常勤職員を兼ねる者を除く。）が理事会等事業団業務に出席したときは、1日当たり8,500円を支給する。
- 3 評議員（事業団・高槻市の常勤職員を兼ねる者を除く。）が評議員会に出席したときは、1日当たり8,500円を支給する。

(報酬の支給方法等)

第5条 支給対象役員には、当該役員として理事会において認められた日の属する月分から報酬を支給する。

- 2 支給対象役員が任期満了、辞職若しくは死亡によりその職を離れたとき、又は理事会においてその支給が必要でないと認められたときは、それぞれ当該事実の生じた日の属する月分までの報酬を支給する。
- 3 報酬は、毎月15日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、これらの日の前日にその月分の全額を支給する。

(割増報酬)

第6条 支給対象役員には、前条に規定する報酬のほか割増報酬を支給することができる。

2 前項に規定する割増報酬の額、支給日及び支給方法は、高槻市に準じてその都度理事長が定める。

(費用弁償)

第7条 役員及び評議員が業務のために旅行するときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額及び支給方法は、事業団職員旅費支給規程に基づくものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月2日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。